69　次に掲げる自動車（協定規則第十三H号の規則2・34・に定める機能を有する自動車に限る。）については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項中「協定規則第13H号の規則5. 及び6.」とあるのは、「協定規則第13H号の規則5.（5. 1. 4. 4. 1. 1. を除く。）及び6. 並びに協定規則第13H号第2改訂版の規則5. 1. 4. 4. 1. 1.」と読み替えることができる。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十一年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（電気装置）

第十四条　（略）

2～31　（略）

32　次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項（協定規則第百号に係る部分に限る。）、第九十九条第七項第一号及び第八項（協定規則第百号に係る部分に限る。）並びに第百七十七条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第五百二十一号）による改正前の細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項（協定規則第百号に係る部分に限る。）、第九十九条第七項第一号及び第八項（協定規則第百号に係る部分に限る。）並びに第百七十七条第五項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年九月一日から令和七年八月三十一日までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）としたものを除く。次号において同じ。）であって、次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

（削る）

三　（略）

四　国土交通大臣が定める自動車

33～46　（略）

（新設）

（電気装置）

第十四条　（略）

2～31　（略）

32　次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項（協定規則第百号に係る部分に限る。）、第九十九条第七項第一号及び第八項（協定規則第百号に係る部分に限る。）並びに第百七十七条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第五百二十一号）による改正前の細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項（協定規則第百号に係る部分に限る。）、第九十九条第七項第一号及び第八項（協定規則第百号に係る部分に限る。）並びに第百七十七条第五項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年九月一日から令和七年八月三十一日までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）としたものを除く。次号において同じ。）であって、次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　（略）

（新設）

33～46　（略）